

タイの徭役制度の一考察

——「三印法典」を中心として——

石 井 米 雄

**An introductory note on the Thai corvée system appeared
in *Kotmai Tra Sam Duang***

by

Yoneo ISHII

ま え が き

「小暦1145年(1783), 卯年第5年, 勅命をもって全国の公民, 私民および地方隸民(を登録するため)の入墨隊を組織し, (登録簿に編入された) 人民を徴用して, 煉瓦を焼かせ, またその一部を旧京(アユタヤ)に派遣して, 旧城壁の廢墟から古煉瓦を回収させ, これを運んで王都(バンコク)の建設, 王宮, 副王宮の造営を行なった。」(ラタナコーシン王朝1世王年代記)¹⁾

タイにおける徭役労働制度成立の時期を確定しうる史料は, まだ現われていない。「アユタヤ年代記」, 小暦880年(1518), 寅年の条に, 「ラーマーティボディ王のとき, ……はじめて登録簿の編造を開始す。」という記事が見えるが²⁾, これが, アユタヤ朝における, 兵役および徭役のための壮丁徴労を目的とする登録制度の成立を示唆する, ほとんど唯一の文献である。ダムロン親王は, その著「兵制史」のなかで, 徭役制度運営の母体ともいうべき「登録司」(後述)の設置の時期を, ラーマーティボディ2世の治下とする見解を表明しているが³⁾, 親王の典拠とした史料も, 「アユタヤ年代記」のこの一節にはかならない。

徭役制度の機構そのものについての議論はさておくとしても, 「アユタヤ年代記」のなかには,

- 1) เจ้าพระยาทิพทรงยศ และ กรมพระยาดำรงราชานุภาพ พระราชพงศาวดารกรุงรัตนโกสินทร์ ฉบับหอสมุดแห่งชาติ รัชกาลที่ ๑ รัชกาลที่ ๒ สำนักพิมพ์คลังวิทยา กรุงเทพฯ ๒๕๐๕ pp. 67-68.
- 2) 年代は Luang Prasoet 本による。御親筆本, および Phra Chakaphadiphong 本では午年860年, Phanchanthanumat 本では, 午年816年となっている。
- 3) กรมพระยาดำรงราชานุภาพ ดำเนินการเกณฑ์ทหาร (ประชุมพงศาวดาร ภาค ๒๓) กรุงเทพฯ ๒๔๕๕ pp. 26-27.

たとえば1498年に実施されたサムロン運河とタプナング運河の修復工事、1522年のバンコク・ヤイ運河、1538年のバング・クルアイ運河、1636年のムアング・ノンブリ運河の開さくなど、数多くの土木工事の記事が見えている。そのなかには、1704年のコーク・カーム運河の建設の場合のように、3万余人の農民が動員されたことを明記した記述もあって、徭役制度がかなり広く行なわれたことを示している。⁴⁾

今日、「アユタヤ年代記」として伝わっている書物には、少なくとも7本を数えることができるが⁵⁾、その記述は、いずれもきわめて簡略な事件の羅列にとどまっており、徭役制度の全貌を、細部にわたってうかがうことを許さない。

これまで、ごく一部の研究者が利用したほかは、ほとんど注目されることのなかった文献のひとつに「三印法典」(Kotmai Tra Sam Duang)がある。「三印法典」とは、ラタナコーシン王朝の始祖、プラプッタ・ヨートファ王が、仏教教団再建に引き続いて行なった法典編纂事業の結果完成された法典の集大成であって、当時伝承されていたアユタヤ法典を考訂したものと、新王によって制定された法律、布告がその中心的内容をなす。1805年完成を見た3組の「正本」(各組123帖)に、權威のしるしとして、三個の印章が押捺されていたことから、一般に「三印法典」と呼ばれている。「三印法典」は、その原本が失われたまま久しく放置されていたが、今世紀の初め、その一部が発見されて世の注目を浴びるや、急速に関心が高まり今日までに「奴隸法」ほか1点をのぞきすべて正本が発見されている。未発見の分については、のちに「正本」と同一の内容をもつ「副本」の発見が行なわれたので、これによって正本の欠が、ほぼ完全に補われることとなった。われわれは今日、Robert Lingatの手に成る厳密な校定本によって、「三印法典」を自由に利用することができる。

「三印法典」は、体系的に編別組織された成文法規集であるよりは、むしろ、雑多な事項にかんする判例の集成と、種々の機会に発出された各種の布告、命令の集成に、ひと通りの順序を与え、これを一本にまとめたものである。その内容は、きわめて多岐にわたり、行政、経済、社会の各領域にわたる資料の宝庫であるといえよう。

「三印法典」を縦横に駆使した研究としては、1930年代にあらわれた二つの業績、すなわち R. Lingat の *L'esclavage prive dans le vieux droit siamois* (1931) と、Quaritch Wales の *Ancient Siamese government and administration* (1934) を挙げることができる。その後、今日まで、「三印法典」はほとんど顧みられなかったが、ようやく最近に至って、ふたたび史家の注目を集めている。(補注1参照)

4) 友杉孝「タイ土地制度史ノートータイ農村社会史の試み」滝川・斉藤編『アジアの土地制度と農村社会構造Ⅱ』アジア経済研究所、1967, p. 75 (注25)。

5) 拙稿「タイ語文献について (2) Phraracha-phongsawadan Krung Kao」『東南アジア研究』第2巻第1号、1964, pp. 13-24。

本稿は、タイの徭役制度の骨子を、「三印法典」のテキストに則して再構し、これをもって、今後の考究の手がかりを得ようとする試みである。

「三印法典」を利用する際の難点のひとつは、各法令に示された日付の取扱いである。「法典」の編纂者が、底本としたテキストにある程度の修正を加えたであろうことは、「序文」の記述からもこれをうかがうことが出来る。しかしながら日付については、手を触れなかったものようである。この結果として、トンブリないしバンコク遷都後のアユタヤの呼称であることが明瞭である Krung Kao (旧京) が、アユタヤ時代の年代をもつ法律に含まれているというような竄入が各所に散見されるのである。Wales は、「三印法典」に含まれた年代について、ボロマトライローカナート王 (1448~88) 以前のはすべて退けるという態度をとっているが⁶⁾、筆者は、Lingat にしたがって、「法典」の内容が、「法典」成立当時、すなわち1805年の状況を反映するものであるとして論を進めたい。⁷⁾

「三印法典」は、豊富な内容をもつ史料であるが、そこには難解な表現、通常の辞書にない語、および語の用法が随所にあらわれ、その正確な解読には、語学力のみならず、タイの伝統的諸制度についての高度な知識を必要とする。浅学の筆者にその資格のないことは十分心得ているつもりであるが、あえて本「法典」と取り組んだのは、筆者の解釈について先学の教を乞うとともに、今後一人でも多くの学徒が「三印法典」の研究に関心を持ち、実り多い議論が展開されることを念願するからにはほかならない。引用した「法典」の原文を逐一掲げた理由もここにある。なおテキストはすべて Lingat 校定本を利用し、綴字もそれになった。⁸⁾

I 徭役義務者: chakan

前近代のタイ社会には、王族 (chao nai) と大小の官僚群 (khun nang) によって構成される上級身分層と、人口の大半を占める農民の属する下級身分層 (phrai) の2大身分層があった。前者は phu di すなわち「良人」と呼ばれ、徭役義務を負わなかった。国家の必要とする力役負担は、もっぱら khon leo つまり「卑人」と呼ばれるところの phrai によって担われたのである。

phrai のうち、直接徭役に従事したのは成年男子である。徭役義務者としての壮丁を chai chakan ชาย ฉกรรจ์ あるいはこれをつづめて chakan と呼ぶ。「法典」には sakan สกน ของ 形であらわれることが多い。chakan は、現在でも、兵役義務者の意味に用いられている。

少年は何才に達した時、chakan となったのであろうか。この点について「法典」はまった

6) H. G. Quaritch Wales, *Ancient Siamese government and administration*. London, 1934 (2nd. ed. New York, 1965) p. 172.

7) R. Lingat, *L'esclavage privé dans le vieux droit siamois*, 1931, p. 16.

8) 「三印法典」の諸刊本については、拙稿「タイの奴隷制に関する覚え書」『東南アジア研究』第5巻第3号, 1967, pp. 178-179 参照。

く沈黙している。現在有力なのは18才をもって chakan とする説である。これはダムロン親王によって唱えられたもので⁹⁾、タイ国の学者はもとより、欧米の学者にも広く受け入れられてひとつの定説となっている。¹⁰⁾

しかし筆者は、「年次別法令集成 (Prachum Kotmai Pracham Sok), (以下 P. K. P. S. と略称する。)」を検索中に、いままでほとんど注目されなかった、短いがしかし重要な一布告を発見して以来、この定説に疑いを抱きはじめている。この布告は「chakan の年齢、および老齡のため chakan の身分を解かれる 年齢を定める布告 (ประกาศกำหนดอายุบุคคลที่เป็นฉกรรจ์และปลดพระราชทานโกสินทรศก ๑๑๘)」と呼ばれるもので、ラタナコーシン暦 118年 (1899) 12月 4日に公布されている。¹¹⁾ この布告はその第1条において、「自今」18才に達したものを chakan として登録することができることと定め、第2条において同じく「自今」60才に達した者を chakan の身分から解き、官務への服役を免除すると規定している (第2条の事項については後にふれる)。

この布告によって、われわれは、chakan の年齢が18才以上と定められたのが、1899年末にすぎないことを知るのであるが、しからば、それ以前の状況はいかようであったのであろうか。これについては、同布告の前文の記述が重要な手がかりを与えているので、該当の部分を読み出しておきたい。

「登録簿に記載され、官務に服する義務を負う者について (の判定) は、これまで (傍点筆者) 各人の体軀を基準として行なわれていた。すなわち、背丈 2 ソーク・1 クープ (約 1.25m) に達した男子¹²⁾を、chakan として登録し、これを官務に服せしめていた。しかしながら、体軀を基準としての判定には、大柄な者が、14~5才で規定の高さに達する一方、小柄のため、19, 20, 21才を過ぎてても、なお規定に達せぬ者が生ずる、という不都合があった。」¹³⁾ (บุคคลชนิดที่ต้องบวกบาญชีขึ้นรับราชการนั้น แต่กาลก่อนที่ได้ไปมา กำหนด เอาสัณฐานของบุคคลเป็นที่ตั้งคือ ชายสูง ๒ ศอกคืบนับว่าเป็นฉกรรจ์ บวกบาญชีขึ้นรับราชการใน ที่กำหนดเอาสัณฐานเป็นอัตรา เช่นนี้ บางคนที่เป็นคนร่างใหญ่อายุ ๑๔ หรือ ๑๕ ก็ได้ขนาดอัตราเสียแล้ว บางคนที่เป็นคนร่างเล็กอายุ ๑๙, ๒๐ ๒๑ ขึ้นไป ก็ยังไม่ได้ขนาดอัตรา ย่อมเป็นการคลาดเคลื่อนกันโดยมาก)

以上の引用は、この布告が発せられた 1899年以前には、chakan の認定が、年齢によってではなく、本人の背丈を基準として行なわれたものであることを明瞭に示している。問題は「これまで」という言葉を、「いつから」と解すべきかという点と、つぎに、たとえば アユタヤ期

9) กรมพระดำรงราชานุภาพ ลักษณะการปกครองประเทศสยามแต่โบราณ กรุงเทพฯ 2471 p. 28.

10) H. G. Quaritch Wales, p. 53.

11) P. K. P. S. Vol. 17, pp. 117-118.

12) タイ古来の重量物運搬法が、天秤棒によるものであることから推測するに、ここに言う「高さ suung」とは、肩高を指すものと考えられる。

13) P. K. P. S. Vol. 17, p. 117.

において、chakan の判定を年齢に基づいて行なっていたものが、後に背丈による判定に変化した、という可能性の有無の吟味がのこる訳である。しかし、いまもしかりに、このような変化がかつて生じていたとするならば、法律であれ布告であれ、その判定の由来について克明な解説を行なうのを常とする。この種の前文が、かかる重大な変化を無視する可能性は比較的少ないと見ることが出来る。さらにダムロン親王が、chakan を18才以上とする根拠をどこにも明示してはいないこと、および筆者の検索したかぎりでは、「年代記」にも「法典」にも、それを示唆する記述が見当たらずなどから推論するに、ダムロン親王の見解は、1899年以降の慣行の、不用意な類推に起因する誤解ではないかと考えられる。

chakan の身分から解放されるのは(1)「老齡」によるもの (plot chara と呼ばれる)、(2) 3人の息子が chakan として登録された時 (but sak sam บุตรสักสาม)、(3)不具者もしくは狂人と認定されたとき (phikan wikon charit พิกาง วิกลจริต)、(4) khunmün に出世して、chakan の監督者となったとき、の四つの場合であるが、このほかに一時的な解放として、(5)出家して僧籍に入ったとき (buat phikkhu buat nen) があげられる。

この内 plot chara すなわち老齡による徭役義務からの解放についてみると、「法典」は何才をもって chara と認定するかについては全く触れていない。これまでの定説は、やはりダムロン親王の見解であって、これによると chakan は60才をもって停年退役となる。¹⁴⁾

しかし筆者はこれについても、さきの chakan の場合と同一の史料に基づき同様の疑いを抱く者である。すなわち上に引用した「布告」の前文には、「さらに老齡の故をもって官務を免除される年齢についてみると、これまでは chakan が70才に達してからであったが、陛下は、これが人民にとって大きな苦痛であろうと思ひ召した」¹⁵⁾とあり、さらに第2条において「自今、60才に達した者は chakan の身分をとき、老齡者として官務への服役を免除する」と定めている。したがって 筆者は plot chara 60才説が、chakan 18才説と同様に、後世の慣行の誤った類推によるものではなかろうかと考える次第である。5世王即位の当時 chara が70才以上であったことは、小暦1236年(1874)陰暦11月に公布された「奴隸の子の年齢別身価にかんする布告 (ประกาศเกณฑ์อายุ ลูกทาสลูกไทย)」の中に、「……70才になって、老年の故に登録簿から除籍されるまでには、まだまだ長い歳月を経なければならない」という一節があることから、これを確認することができる。¹⁶⁾

chakan の動員および管理の機構については後述するが、最末端にあつて、直接 chakan の指揮監督にあたつた下級役人は khunmün と呼ばれた。chakan のうち能力のある者は khunmün となることが出来た。khunmün からさらに上級の役人に出世することも可能であった

14) กรมพระยาดำรงฯ ลักษณะ... p. 29.

15) P. K. P. S. Vol. 17, p. 117.

16) P. K. P. S. Vol. 8, p. 218.

ことは、「反逆法 (พระไอยการอาชญาหลวง)」10のつぎの一節からうかがうことができよう。

「phrai である者が, mün, phan, cha, samien などになった場合には, たとえ誤りを犯しても1度目, 2度目は許せ。khunmün, phan, cha, samien がさらに昇格して khun nang となった場合には, 官務の遂行において もし誤りがあったならばこれを許すな。もし phrai が幸運に恵まれ一挙に khun nang の位を得たならば, 官務の遂行において誤りを犯したとしても, ひとまずこれを許せ。」¹⁷⁾ (ถ้าเป็นไพร่มาเป็นหมื่นพันจ่าเสมียนแม่ผิด ท่านให้ภาคทัณฑ์ไว้ครั้งหนึ่งสองครั้ง ถ้าขุนหมื่นพันจ่าเสมียนมาเป็นขุนนางผู้ใหญ่ผิดในราชการมิให้ภาคทัณฑ์เลย ถ้าเป็นไพร่ ครั้นบุญให้ได้เป็นขุนนางผู้ใหญ่ทีเดียว แม่ผิดด้วยราชการ ท่านให้ภาคทัณฑ์ไว้ก่อน)

chakan は, 比丘または沙弥として得度を受け, 僧籍に入れば, その期間中は 徭役義務から解放されることができた。しかし還俗した場合には, ふたたび chakan として官務に服した。この場合, 俗界への再適応のため, 1カ年の猶予期間がもうけられていたことは興味深い。「旧勅令」48にはつぎの一節が見えている。

「もし……還俗した比丘, 還俗した沙弥が, 登録するにふさわしい時には, 満1カ年の猶予を与えて生計の糧を得さしめ, しかる後, chakan として登録して官務に服させよ。」¹⁸⁾

(ถ้าแล ภิกษุศิกเนรตสิกสมบวกล้วนนั้น ก็ให้ดไว้ให้ทำกินแต่ภอครบปีหนึ่ง แล้วให้ชักขึ้นเป็นสกรรใช้ราชการ)

これは, 徭役労働に従事している期間中の食糧が, すべて自前で調達しなければならず, 官給でなかったという事実によるものであろう。

II phrai の 管 理 組 織

phrai の動態を掌握し, 国家の必要に応じて, chakan の労働力を随時動員するための組織として krom と, その下部単位の mu が編成され, すべての phrai はいずれかの mu に帰属せしめられた。¹⁹⁾ mu の成員としての phrai を luk mu と呼ぶ。「組子」の意である。krom の管理を行なうため, それぞれの krom に, 通常1名の, chao krom, その補佐役として1名の palat krom, krom に所属する phrai, より正確には chakan の名簿を管理するため1名の samuhabanchi という合計3名の役人が任命された。

17) K. T. S. D. Vol. 2, p. 377. 以下 Lingat 校定本三印法典を K. T. S. D. (= Kotmai Tra Sam Duang) と略す。

18) K. T. S. D. Vol. 3, p. 267.

19) mu と自然村との関係は, 「法典」の記述だけからではかならずしも断定できないが, 筆者の被見した, 19世紀後半の登録簿の内容を見ると, ひとつの mu に所属する luk mu の住所が, ひとつの自然村に限定されておらず, 互いにかなり遠く離れた地域の居住者であることから推定するに, mu と自然村とは必ずしも一致せず, ひとつの自然村の住民が, 複数の mu の luk mu であることがあったのではないかと考えられる。

krom の規模は大小さまざまであるが、とくに大きい krom の場合には、ひとつの krom が複数の小 krom に分かれ、それぞれの chao krom の上に krom の総統轄者として chang wang という職がおかれた。

mu の規模も krom と同様一様でなく、これはさらに kong, muat などに細分された。²⁰⁾ kong の長を nai kong, muat の長を nai muat と呼ぶ。chao mu, nai kong, nai muat など直接 phrai を指揮監督する役人を総称して, mun nai, 略して nai という。上述した khunmün とは、この内で、配下の phrai と同一地区に居住し、直接に luk mu の管理にあたる nai kong および nai muat を指す。ダムロン親王は、前掲の「兵制史」のなかで、nai kong 以下の、いわゆる khunmün が、phrai と同一地区の居住者であると述べている。²¹⁾ これに対し chao mu 以上の役職にある者は、おそらくバンコクなど luk mu とは離れた場所に居住していたものと思われる。「旧勅令」57に「もし、兵部の各 krom に所属する chao mu や samuhabanchi が、第1級、第2級、第3級、第4級国に赴いて、そこに居住している（自分の）luk mu や mae mu を徴発しようとする時には、Phrathammanun に定めた官印をば地方官に示し……」²²⁾

(ถ้าเจ้าหมื่นสมุขาญชัยทหารพลเรือนกรมใด ๆ จะออกไปเฝ้าลูกหมื่นแม่หมื่นจันทน์แขวงเมือง ๑, ๒, ๓, ๔ และ หัวเมืองใด ๆ ให้มีตราออกไปถึงกรมการตามพระท่าน)

とあるのはこの点を示唆するものと見られよう。

krom と luk mu との関係を図示すれば、次頁の図1のようになるであろう。

phrai の mu への帰属を強制する方策として、無所属の phrai から訴権を奪うという措置がとられた。「訴訟法」(พระไอยการลักษณะรับฟ้อง) 10はつぎのように定めている。

「人民がいかなる問題について 訴えをおこそうとも、もしその者が munnai に隷属していないならば、決してその訴えを受理してはならない。」²³⁾

(ราษฎรมาร้องฟ้องด้วยคดีประการใด ๆ แลมิได้ตั้งสังกัดมุนนาย อย่าพึงรับไว้บังคับบัญชาเป็น อันขาดทีเดียว)

luk mu として mu に所属し、mun nai の指揮を受けて徭役に従事する義務を負った cha-

20) mu, kong, muat の規模を定める規準はあきらかでない。kong が muat の上部組織であるのか、あるいは今日の地方行政単位における amphoe (郡) と king amphoe (支郡ないし準郡) の別のよう、並列的關係にあるのかも不明である。後掲の図1では、いちおう両者の関係を並列的なものとして取り扱った。なお muat の規模については、1873年発行の Bradley 版の辞書に、nai muat を「10人以上20人までの小 kong の長」と解説しているのがひとつの手がかりとなろう。(B. Bradley, *Dictionary of Siamese language*. Bangkok, 1873. p. 346 l.)

21) กรมพระยาดำรงฯ ทำนทานการเกณฑ์ทหาร pp. 49-50.

22) K. T. S. D. Vol. 3, p. 300.

23) K. T. S. D. Vol. 1, p. 298.

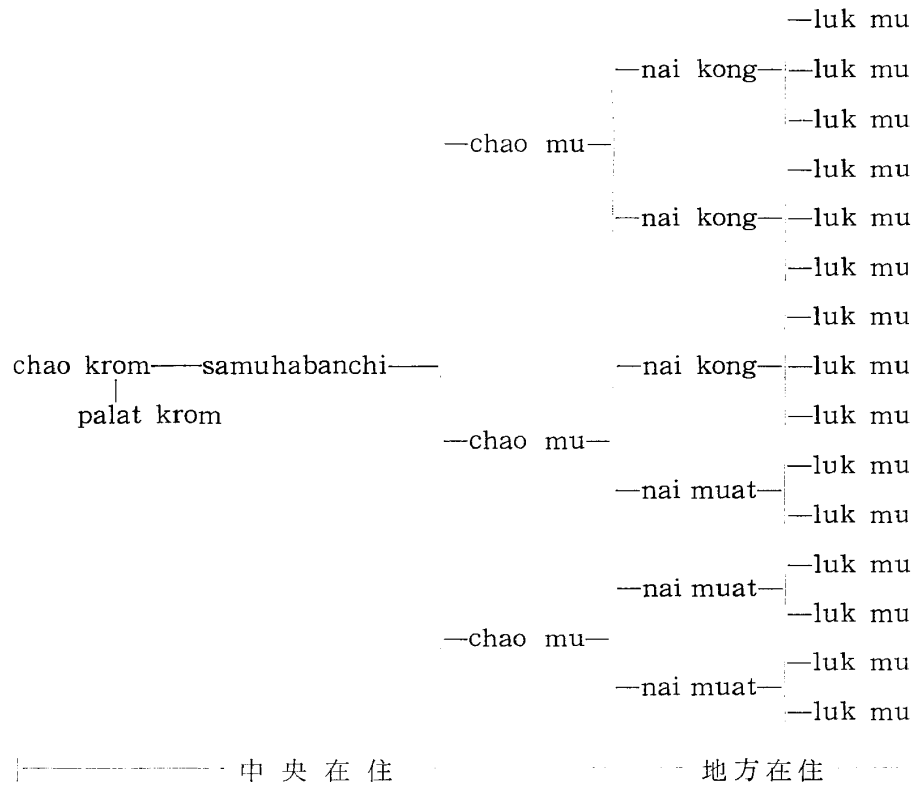


図1 krom の 構 造

kan は、すべてその手首に入墨を施され、一見してその身分が明らかとなる措置がとられた。この入墨を sak kho mū (手首の入墨) という。入墨を施され、chakan としての登録を完了した phrai は lek と呼ばれる。

入墨の内容がどのようなものであったかは必ずしも明らかではないが、後述する「公民」「私民」の区別、居住地の略号、所属する mun nai の名などではなかったかと想像される。この推定の根拠として「旧勅令34」および「新勅令」18の該当個所をつぎに訳出しておきたい。

「国の名、mun nai の名をすべての人民の手首に入墨して、のこらず官の徭役に服することを得さしめよ。」²⁴⁾「旧勅令」34

(…สั่งว่า ให้ศัคนาเมืองแลชื่อมุนนายลงไว้ในข้อมือไพร่ฟ้าประชากรข้าท้าวทวารทั้งปวง ดังนี้
เพื่อจะให้ทำราชการทั่วหน้ากัน)

「今日、lek たちに、あるいは公民として、あるいは私民として、あるいは奴隷として、あるいは捕虜奴隷としての入墨を施し……」²⁵⁾「新勅令」18

(ทุกวันนี้ข้าราชการมุนนายเอาเลกมาสักว่าเป็นเลกไพร่หลวงบ้างสมกำลังบ้างทาสบ้างฉะเลียบ้าง…)

24) K. T. S. D. Vol. 3, p. 231.

25) K. T. S. D. Vol. 3, p. 369.

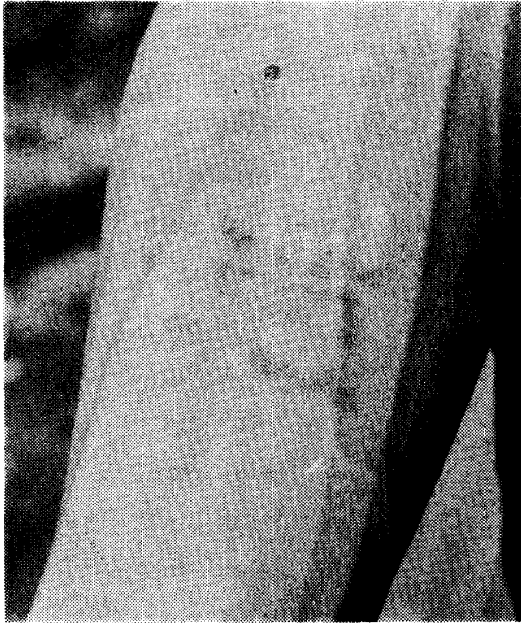


写真 1

これは筆者が1960年10月、チャイヤプーム市郊外で見かけた入墨の例である。最上段の ๒๔๕๘ は(2458)は仏暦で登録年次を示し(=西暦1915年)、横線の下
๗๒๕ は、陸軍第5軍団 (ทหารบก ๕), น เป็น นค
รราชสีมา Nakhonratchasima の略, ๗๐๒ (702)

は ประจำกอง pracham kong すなわち、身体検査
の上位合格者で、Nakhonratchasima の連隊勤務を
命じられた第702番目の壮丁であることを示す。本事
例は、すでに徭役労働制も廃止された後の1915年に行
なわれたものであり、目的も兵役であって、本稿の目
的とはややはずれるものであるが、入墨についてい
ちおうの概念を得るための参考資料として掲げておく。

入墨を怠った者は kho mǔ khao (白手首)と呼ばれ罪に問われた。なお前節で触れた老齡
による徭役免除、および不具者に対する徭役免除も入墨によって示されていたらしく、それぞ
れ sak chara, sak phikan という言葉がのこっていることを付言しておこう。

入墨の強制は、当然予想されることながら、偽入墨の流行をうながした。徭役制度の存続を
おびやかすこの種の危険な犯罪に対し、政府は厳しい態度でのぞんだようである。「旧勅令」
34のつぎの一節はこの間の消息を語っている。

「もし、おきてに逆らい、(入墨用の)鉄具を鍛えて偽の入墨を行ない、あるいは(入墨用
の)官の鉄具を盗んで入墨を行なう(者ある時は)……法に従い死罪に定められる。」²⁶⁾

(ถ้าผู้ใดมีพึงตีเหล็กศกปลอมและขโมยเอาเหล็กของหลวงไปศก…… ก็เอาตัวเป็นโทษ ถึงสิ้นชีวิต
ตามบทพระอาญา)

ダムロン親王は「2世王年代記」の中で、入墨の時期および入墨される場所について、つぎ
のような興味ある証言を行なっている。²⁷⁾

「ところで、古来の慣行によれば、入墨によって lek を mu に分属させる方法は、前国王
の治下で行なわれた入墨が腕の内側 (สักตรงแขนข้างท้องมือ) であった場合には、次の国王は
腕の外側 (แขนขาหลังมือ) に入墨させて、さらにまたその次の国王の時にはもう一度内側に戻

26) K. T. S. D. Vol. 3, p. 232.

27) เจ้าพระยาทิพากรวงศ์ และ กรมพระยาดำรงฯ พระราชพงศาวดาร …p. 387.

るという方法がとられた。わたしは、王城警護の公民であった老人で、3世王、4世王、5世王の3回にわたって入墨を受けた者に出会ったことがあるが、その入墨を見ると、上に述べたような次第であった。」

ここでダムロン親王は「古来の慣行」と称して、「腕 (แขน)」の内・外の入墨に言及しているが、sak kho mǔ の kho mǔ ข้อมือ は「手首」の意であり、「腕」とは明らかに違う。「手首」というのが名のみで、実際には「腕」であったのか、それともかって「手首」であったものがのちに「腕」にかわったのか、その点は明らかでない。ただし、タイ国立図書館所蔵の5世王時代の登録簿では、一律に sak thong mǔ すなわち「腕への入墨」という表現がとられている。

さて、入墨を受けた lek の記録を司る役人が前述した samuhabanchi である。banchi とは「帳簿」の意味であるが、lek の登録簿は kradat sa กระดาษ เรียกว่า และ 呼ばれる薄紙に、薄墨をもって記帳したもので、その細長い形が尻の尾に似ているところから「尻の尾帳 (banchi hang wao)」と名付けられ、またしばしば hang wao と略称されている。バンコクの国立図書館には、19世紀以降の hang wao が未整理のまま多数保存されているが、その内、「法典」の完成する22年前、小暦1144年 (1762) すなわち 1世王の治世第1年の hang wao をえらびその実物写真と翻字および訳文を次にかかげる。



(翻字)

วัน ๑ — ๕ คำ จุลศักราช ๑๑๔๔ จัตวาศก ข้าพเจ้าขุนแก้วอายุค ทำหางวาว

เสมียน

สมกำลัง สมการ ณ ปี่ขาลจัตวาศก มายื่นแก่พระศรีสดี รายชื่อคน

ทาส

เสมียน ๒

ตำบลบ้าน ต้องกัน ๒ ฉบับ เป็น

ไพรสม ๑

๔ คน

ไฉย

ทาส ๑

นายจีน อายุ ๓๕ ปีเมียชื่ออ่ำแดงบุญเกิดเป็นบ่าวรองปลัดเมืองราชบุรี สมักเป็นเสมียน ๑

เสมียน ๒

นายสัง อายุ ๒๕ ปีหาเมียมิได้ เป็นบ่าวขุนทองสมุทรรอยู่ในเมืองธนบุรี สมักเป็นเสมียน ๑

นายมากอายุ ๓๑ ปีเมียชื่ออ่ำแดงเสนเป็นบ่าวหลวงราชจีน อยู่เมืองธนบุรี สมักมาเป็น สม ๑ ๑

นายเหล็ก อายุ ๓๐ ปีเมียชื่ออิดคอนเป็นบ่าวพระเลา ... ไปต้องเวรจำแรงเงินช่วยมากกลาง

กระลาการ

ทาส

๑

ศรียผู้ใหม่

เสมียน ๒

สมกำลัง ๑

๔ คน

ทาส ๑

(試訳)

小暦1144年，寅年，第4年陰曆後8月，黒分第4日，日曜日，私こと khun kaeo ayot (?),...
.....書記，私民，奴隸にかんする登録簿 (hang wao)を，姓名，住所をしるして，2部をつく
り，下記のとおりに登録司に御提出申し上げます。Nai Chin 35才，妻 Amdaeng Bunkoet,
Ratburi 国の助役補所属，書記を志望。1名。

Nai Sang 25才，妻なし，Thonburi 国在住，Khun Thongsamut 所属，書記を志望。1名。

小計 書記2名

Nai Mak 31才，妻 Amdaeng Sen, Thonburi 在住，Luang Ratchachin 所属，私民を志望。
1名。

Nai Lek 30才，妻 Idon, Phra Lau (?) 所属，法廷にて支払不能の宣告を受け奴隸とされる。

以上新規

書記 2名

私民 1

奴隸 1

計 4名

国立図書館所蔵の文献についてみるかぎりでは、地方から中央に送付された lek の登録簿はこの例に見られるような薄い kratat sa 1枚にしるされた hang wao であつて、中央では krom 別にこれを集計し、その結果を samubanchi が黒色の横型折本 (samut thaidam) に白色の墨で記帳したものと思われる。

登録簿に記載された lek は phu mi chū ผู้มีชื่อ (直訳すれば「名前の記載された者」と呼ばれる。

登録簿にかんして用いられている「法典」の用語で、内容の不明のものとして、thabien hang wao と hang wao tang thabien の区別をあげることができる。

「人民配分法 (พระไอยการบานแผนก)」1によると²⁸⁾、mu の帰属にかんする争いが生じたとき、一方の chao mu が thabien hang wao を持ち、他の一方が hang wao tang thabien を持つ場合には、thabien hang wao を持つほうの chao mu が勝訴して、その krom に帰属が決定される、と定められている。すなわち、「chao mu の間で、phrai の帰属について争いが生じたとき、一方が thabien (hang wao) を持つといい、他の一方が hang wao tang thabien しか持たぬというときは、登録司は thabien (hang wao) を持つほうの chao mu を勝訴とせよ。hang wao tang thabien しか持たぬ者に耳をかすな。phrai を、はじめに thabien hang wao を持つ cho mu に帰属せしめよ。」とある点である。

(อนึ่งถ้าเจ้าหมื่นใดกรมใด ๆ วิวาทกันด้วยไพร่หมื่น แลข้างหนึ่งว่ามีเถียนก็ดี ข้างหนึ่งว่ามีแต่หางว่าว ต่างเถียนก็ดี ให้พระสัสดิบังคับให้แก่เจ้าหมื่นผู้มืเถียนนั้น แลผู้มืแต่หางว่าวต่างเถียนนั้นมิให้ฟัง แลให้คงไพร่อยู่แก่เจ้าหมื่นผู้มืเถียนหางว่าวก่อนนั้น)

「hang wao tang thabien しか」持たない、という表現から見ると、hang wao tang thabien は thabien hang wao より価値の低いものであるとの推定が成り立つが、上に例を示した hang wao が、このいずれを指すものであるかはいまのところ不明である。先学の御教示を得ることができれば幸甚である。

ratchakan (ratcha 王 + kan 事) すなわち国家的な徭役に服する義務を、一義的に負わされた chakan を phrai luang (国王の民＝公民) と呼ぶ。phrai luang とは「国王の民」の意である。したがって、これを直接管理する立場におかれた mun nai にとって、phrai luang は「お上からあずけられた」(ท่านมอบให้ไว้) (「人民配分法」1) 者である。²⁹⁾ mun nai としばしば併用される anaphayaban (ana 支配する + phayaban 援護する者) という語も、同一の観点からの命名であるといえよう。

krom を単位とした全国の lek 編成体制と同時に必要となるのは、国家の需要に応じ、krom

28) K. T. S. D. Vol. 1, p. 274.

29) K. T. S. D. Vol. 1, p. 273.

の労働力を随時動員できるようにするための中央統制機関である。krom suratsawadi 略して krom satsadi (登録局) と呼ばれる役所がこの為に設けられた。

krom satsadi は、まず、中央登録局としての機能をもつ。各 krom の samuhabanchi によって作成提出される lek 登録簿 —hang wao— はすべて krom satsadi に集められ、ここで整理保管された。動員計画の立案実施も、krom satsadi の資料に基づいて行なわれた。krom satsadi は、また、chao mu 同志が lek の帰属をめぐる争いを起こしたとき、これを調停し、最終的な帰属決定を行なうための法廷 (san ศาล) を有していた。krom satsadi の法廷が、lek の帰属を決定する際に典拠としたのが、「法典」に含まれている「人民配分法 (พระไอยการบานแผนก)」である。

krom satsadi の設置によって、全国の lek は、図2に示す機構を通じて、公民 phrai luang として位置づけられることとなった。

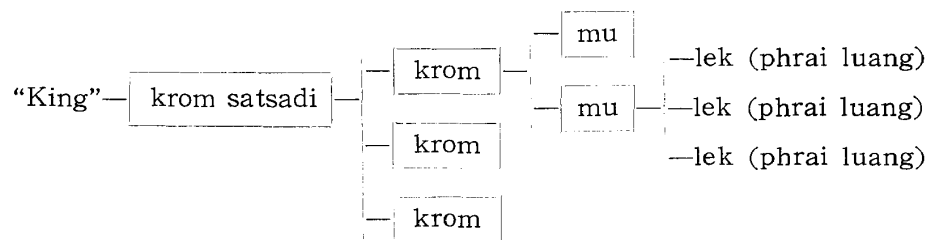


図2 krom satsadi の位置づけ

しかしながら、この形態は、あくまでも国王の側から眺めた、ひとの理想型にすぎなかった。たしかにこのような人民の支配形態は、国王の支配権が圧倒的に強大であり、支配層内部において対抗勢力の台頭を許さず、また中央が、地方の国々に対し、つねに有効にその支配権を行使するような物理的強制力を有している場合には可能であろう。しかし、アユタヤ、ラタナコーシン両王朝を通じてこれらの要件は、いずれも満たされなかった。タイ国に真の中央集権制度成立の条件が整備されたのは、ようやく19世紀の末葉から20世紀の初頭にかけてのことにすぎない。

19世紀の末、5世王チュロンコンによって、行政制度の抜本的改革が成功裡に進められる以前の状態をみると、国王の直接支配が及んだ地域は、首都アユタヤ、トンブリないしバンコクと、その周辺の、第4級国と呼ばれる国王直轄領にかぎられ、それ以外では、首都を中心として、北方は Chakri、南方は Kalahom、アユタヤ末期以降は、タイ湾の北岸の港湾地区は Phra Khlang と、それぞれ有力な重臣によって分割支配されていた。1892年に発布された詔勅の中で、5世王がなげきの声を発したように³⁰⁾、「地方の国々を統治する大臣たちの勢力が

30) พระจุลจอมเกล้าเจ้าอยู่หัว พระราชดำรัสทรงแถลงพระบรมราชาธิบายแก้ไขการปกครอง แผ่นดิน กรุงเทพมหานคร พ.ศ. ๒๔๗๐ pp. 14-15.

伸張してからと言うものは、地方在住の phrai について satsadi が口をさしはさむことを好まず、krom satsadi に登録簿を提出するという慣行と、地方の lek を satsadi が統轄するというたて前が存続していたものの、satsadi の権限はきわめて微弱であった。地方に支配権をもつ大臣が、satsadi を無視する態度に出ても、国王の役人が現地に赴いてこれを督励する実力もなかったので、事が起こっても、大臣は自らの力で処理してしまい、あえて satsadi をわずらわそうとはしなかった。かくして satsadi は何事によらず 命令権を喪失してしまった」という状況であった。

krom satsadi の支配力が弱体化するにつれて、それぞれの krom に属する phrai が phrai luang であることを止め、有力者の「私民」ないし「奴隸」として、その庇護下に入り、satsadi を通じて国家の賦課する力役の義務からまぬがれようとする傾向が顕著にあらわれはじめた。このような「私民」を lek som, somkamlang, あるいは単に som などと呼ぶ。ダムロン親王によれば、phrai som とは、18才になって登録された壮丁が、20才になって phrai luang となるまでの間、それぞれの所属において訓練を受けている期間中の身分を指すものである、という。³⁰⁾ もし phrai som を phrai luang の準備期間とするこの見解が正しいものと仮定すれば、「私民」発生の契機は、すでに krom の構造自体に内在されていたものといえることができる。

III 徭 役 の 実 態

La Loubère および Gervaise は、17世紀末における徭役の義務期間について、年間6カ月であったという報告を行なっている。³²⁾ 年間6カ月の割振りについては、「公民」と「私民」の間に差異があった。Gervaise によれば、「公民」は1カ月徭役に服し、その翌月は休むという隔月勤務制であったが、「私民」のほうは、6カ月連続して徭役にしたがったという。

(Generalement tous les Sujets du Roy sont obligez de servir à leurs dépens pendant six mois de l'année, mais ils ne servent pas tous en même temps; ceux qui sont attachez au service de sa Majesté ont successivement un mois de travail & un mois de repos, mais ceux des Mandarins les servent six mois de suite, quoy qu'ils ne les servent pas tous en même temps. Gervaise: p. 147) 徭役期間中、国家は phrai に対し食糧を与えなかったため、食糧調達の実任は、もっぱら各自の妻の果たす役割となった。

(Comme les femmes sont obligées de nourrir leurs maris pendant les six mois qu'ils

31) กรมพระดำรงฯ รัชกาลที่ ๑ รัชกาลที่ ๑…… pp. 28-29.

32) La Loubère, *Du Royaume de Siam*, Vol. 1. Paris, 1691, p. 302. Nicolas Gervaise, *Histoire naturelle et politique du royaume de Siam*. Paris, 1688, p. 147.

travaillent, elles ne sont point comme eux sujettes au service, & elles s'occupent dans la maison du soin de la famille, dont elles se trouvent seules chargées pendant tout ce temps. *ibid*, p. 149)

年間6カ月に及ぶ力役は、農民にとってかなりの負担であったと考えられる。1782年、タークシン王を退けて王位につき、バンコクに遷都して、ラタナコーシン王朝を開いたプラプッタヨートファ王は、これまでの隔月徭役を、1カ月勤務、2カ月休息の年間延べ4カ月へと義務期間の短縮を行なった。小暦1145年(1783)陰暦9月に発せられた一布告には、「公・私両民の月々の徭役を、3交代で行なうようにした」と記されている³³⁾ (「新勅令」4)。

(…ให้ไพร่หลวงสมกำลังผลัดเปลี่ยนกันเข้าเดือนออกเดือน ทำราชการเป็น ๓ ผลัดอยู่แล้ว)

また、2年後に出された布告には、「1カ月だけ徭役に従えば、つぎの2カ月は生活の資を得るため、働くことを許される、という3交代の制度がしかれ、これまでの御代と比べて負担が軽減された」(「旧勅令」12)と、はっきり制度上の変更を示す文言が見えている。³⁴⁾ (ให้เจ้ารับราชการแต่เดือนหนึ่ง ลดผ่อนให้ออกทำมาหากินถึงสองเดือนเป็นสามผลัด ฉะนั้นเห็นได้ผาสุกกว่าแผ่นดินแต่ก่อนอีก) これは、王位についたばかりの新王の人心懐柔策のひとつと考えてよいであろう。1822年にタイを訪れた英国人 John Crawford が、「徭役の期間の半年から 1/3 年に軽減するという、重要かつ恩恵的措置がとられたのは、現国王(3世王)の祖父王であったという。これは、先帝を弑して、王位を篡奪した同王の、人気取り政策であったとか。」³⁵⁾と書いているのは、この推測を裏書きしている。

徭役の義務期間は、その後さらに短縮されて、1810年、2世王のとき、1カ月勤務、3カ月休息、年間延べ3カ月の徭役負担となった。この措置がとられた背景には、窮乏した農民の逃散による王権への抵抗があったことを、われわれは2世王年代記の記述から知ることが出来る。この問題については、本稿の考察の範囲をこえるので今は立ち入らない。

徭役の内容としては、王城の警護、煉瓦の製造、各種の土木工事―寺院の建設、城壁の構築、運河の開さく、修復工事などの各種の力役が主たるものであった。

小乗仏教徒であるタイの諸王は、ヒンドゥ教、大乘仏教を信奉したクメールの王たちほどに、宗教的巨大大建築物の建設に興味を示さなかったが、チャオプラヤー河中・下流域のデルタ地帯に人々が集中し、住民は水辺に住居を営み、したがって舟がほとんど唯一の交通機関であったタイにあっては、蛇行した川の湾曲部を短絡するための klong lat (短絡運河)、平行して南流する両河川を接続するための連絡運河建設とその保守とは、歴代の王朝の重大関心事であったら

33) K. T. S. D. Vol. 3, p. 319.

34) K. T. S. D. Vol. 3, p. 350.

35) John Crawford, *Journal of an embassy to the courts of Siam and Cochin China*. (2nd ed.) Kuala Lumpur, 1967, p. 375.

う。年代記にあらわれただけでも、1498年以後、1世王の治世までに、少なくとも10件の、かなり大規模な運河開さく工事が知られている。中には、1704年プラプッタチャオ・スア王のとき企画され、1705年から着工して、3万の lek を動員しながらも工事ははかどらず、ついに1709年、同王が崩御し、続いて即位したクン・ルアン・タイサ王によってようやく完成した、プラプッタチャオ・ルアング運河のような例もある。

こうした徭役が、貨幣納へと移行した時期については、今のところ推定の域を出ない。ダムロン親王は、「アユタヤ中期にいたり、政府は、労働力より現金を必要とするようになったので、徭役を欲しない人民に、代人を備い上げるため必要とする現金を「課役代 (Kha Ratchakan คำราชการ) として納入させ、力役に代えた」³⁶⁾と述べている。La Loubère も徭役の貨幣納化について報告しているので³⁷⁾、17世紀末には、貨幣納がかなり一般化していたものと考えられる。今後の検討を必要とする課題である。(補注2)

小暦1110年(1748)の日付をもつ「旧勅令」48は、「課役代」の金額を明示している点で重要である。

「しかしながら、(物納を命じられている phrai suai と異なり、徭役の義務を負う) 徭役民 phrai thong mu にあっては、これまで通常は、首都在住者の代人雇傭料が1カ月4パーツあるいは3パーツ、行幸の供奉、象の捕獲、犯罪人の追捕を行なう者にあっては、月額5パーツ、6パーツ、7パーツ、8パーツであった。」³⁸⁾

(แต่ส่วนไพร่ทอ้งหม่นนี้ ถ้ามิได้ทำราชการแต่ก่อนประกะต้อยู่กับกรุงเทพมหานครนี้ ต้องเสียค่าจ้าง คนทำราชการแทน เดือนละตำลึงบ้างสามบาทบ้าง ถ้าแลมีที่เสด็จพระราชดำเนินแลไปล้อมช้างโพน ช้างเอนให้ไปจับสลัดแลจับผู้ร้ายนั้น ต้องเสียค่าจ้างเดือนละห้าบาทบ้างหกบาทบ้างเจ็ดบาทบ้างสอง ตำลึงบ้าง)

徭役の貨幣納化とは別個に、おそらくは貨幣納化のはじまる以前から特定の物産の貢納を命じられた一群の phrai が制度として存在していた。この種の phrai を phrai suai と称する。phrai suai に対して、徭役の義務を負った phrai を phrai thong mu ไพร่ทอ้งหม่น という。上納品の内容について、ダムロン親王は、火薬原料としてのこうもりのふん、弾丸製造用の錫などをあげているが、「法典」からも、二、三の例を拾うことが出来る。すなわち、「米、魚、染料、植物油、紙、はちみつ」(以上「旧勅令」29)、「チョンプウ花」(「旧勅令」43)、「錫、象の飼料用草、銀、すおう」(「旧勅令」48)等々。

徭役の貨幣納化と共に、こうした suai の貨幣納化も進行した。上に引用した「旧勅令」48は、suai の現金換算率について興味深い数字をのこしている。すなわち、

36) กรมพระดำรงฯ ลักษณะ...p. 30.

37) La Loubère, *op. cit.*, p. 361.

38) K. T. S. D. Vol. 3, pp. 266-267.

「錫の suai 貢納義務を負う者が、貨幣でこれを代納しようとするときは、sakan 10パーツ、奴隷5パーツ、象の飼料とする草の貢納義務を負う者が、自ら草を刈って象に与えぬときは、草代として sakan 9パーツ、klia klom³⁹⁾ 1人につき6パーツ、奴隷4.5パーツ、銀の貢納義務を負う者については、lek doem sakan⁴⁰⁾ 8ないし6パーツ、奴隷1人あたり4および3パーツ、lek nai sakan⁴¹⁾ 1人4パーツ、奴隷1人2パーツ、すおう木の貢納義務を負う者については、sakan 7パーツ半、奴隷3パーツ3/4、雑物の貢納義務者については、さらに低額……。」⁴²⁾

(ด้วยไพร่ข้าส่วยคืบกันนั้น ถ้าแลมิได้อาตคืบมาส่งต้องเสียเงินแทน สรรสับบาทเลวทาษห้าบาท ไพร่หมู่ตะพุ่นนั้นถ้ามิได้เกี่ยวหญ้าให้ช้าง ต้องเสียเงินค่าหญ้า สรรเก้าบาทเกลี้ยกล่อมคนละหกบาท เลวทาษคนละตำลึงสองสลึง แลข้าส่วยเงินนั้น เลกเดิมสรรสองตำลึงบ้างหกบาทบ้าง ทาษคนละ ตำลึงบ้างคนละสามบาทบ้าง เลกในสรรคนละตำลึงทาษคนละสองบาท แลข้าส่วยฝางนั้นถ้ามิได้อา ฝางมาเสี่ยส่วยต้องเสียเงินแทนสรรเจดบาทสองสลึงเลวทาษสามบาทสามสลึง แลข้าส่วยเบคเสรีจ นอกกว่านั้นต้องเสี่ยส่วยน้อยกว่านี้อีก……)

これまで全く範疇を異にしていた phrai thong mu と phrai suai とは、徭役・物産貢納の双方の貨幣納化が進行するにつれ、負担額の差が、金額の差として明瞭にあらわれるようになった。すなわち、「phraithong mu は、代人傭上料として、年に18パーツ、24パーツ、28パーツ等々、物産の貨幣納より2倍、3倍、4倍の高額を負担しなければならなかった。」⁴³⁾ しかも「(徭役免除証である) tra phum khum ham を所持していないならば、勤務を終えて帰郷し、次の勤務にそなえて仕事をはじめると、(在郷の役人である) kromakan, khwaeng, nai amphoe などが様々の雑徭に使役するのである。こうした事情から phrai (thong) mu は、自立して官の徭役に服することが不可能となり、息子たちは sakan になると mu を逃げ出し、そのため phrai luang は次第に衰微して行くのである。」⁴⁴⁾

(ถ้าจเคิดไพร่ทอ้งหมู่ต้องเสียเงินค่าจ้างแต่ละปีเป็นเงินสืตำลึงสองบาทบ้างหกตำลึงบ้างเจดตำลึงบ้าง มากกว่าค่าส่วยทั้งปวงถึงสองส่วนสามส่วนสี่ส่วน แลที่มิได้อือตราคัมห้ามนั้น ครั้นออกเดือนไปจะได้ ทำกินเป็นกำลังราชการ ฝ่ายข้างกรมการแลแขวงนายอำเภอเกาะเอาไปใช้ราชการเบคเสรีจ ตามมีราชการนั้นอยู่เนื่อง ๆ อีกเล่า เพราะเหตุคณนี้ไพร่หมู่จึงตั้งตัวรับราชการอยู่มิได้ มีบุตรหลาน ซึ่งจะได้บวชขึ้นเป็นสรรใช้ราชการสืบไปนั้น ย่อมเสือกไล่ไปเสียให้พ้นจากหมู่ ๆ ไพร่หลวงจึงร้อง ไรยลง)

39) klia klom とは、人里離れた森の中等に居住する者で、勧誘をうけて chao mu への隷属を承諾した者を指す。

40) lek doem sakan, lek nai sakan は内容不明。

41) 不詳。

42) K. T. S. D. Vol. 3, pp. 266-267.

43) Loc. cit.

44) Loc. cit.

こうした phrai の、身分の相違に由来する不公平の発生は、徭役農民である phrai thong mu と物産貢納の義務を負った phrai suai の間にとどまらなかった。それは phrai thong mu の2区分、すなわち「公民 phrai luang」と「私民 somkamlang」の間にも顕著に現われ始め、「公民」は、有力者の「私民」となることによって官の徭役義務を免がれる傾向が高まり、「公民」の数は次第に減少していったのである。

「新勅令」18につぎの一節がある。「私民 (lek somkamlang) は、公民 (phrai luang) よりも徭役が軽いので、公民は謀をめぐらして、登録をすませた奴隷であるなどと偽っては、一家の者を、徭役の軽い krom へと密かに移すのである。」⁴⁵⁾

(เลขสมกำลังราชการเบาว่าเลิกไพร่หลวง ไพร่หลวงคิดอ่านยักย้ายเสือกไสลูกหลานว่านเครือ หมูไพร่หลวงให้พ้นจากหมูไปอยู่ใปกรมซึ่งราชการเบาขึ้น อ้างว่าเป็นทาสผู้มีข้อบัง...) (注)

「公民」層の衰微、すなわち、国王の支配下にある人的資源の枯渇は、「私民」の増大、すなわち国王の潜在的対抗勢力の伸長を意味した。「法典」は、「公民」の「私民」化と、これを防止しようとする国王側の懸命の努力の記録に満ちている。たとえば、「反逆法 (พระไอยการอาชญาหลวง)」57は、無断で自己の所属する krom を移した公民、公民と知りつつ、これを手許に留めた有力者を罪として、つぎのように定めている。

「国王の臣民でありながら、お上の御威光を恐れず、官の徭役に従う公民を、自らの僕であると偽ってこれを連れ来り、あるいは、公民にして、ひそかに、他の krom に移り、その僕となった者あるとき、もし詮議の末、その事実が明らかとなったならば、4種の刑のいずれかに処せられる。」⁴⁶⁾

(ผู้ใดเป็นข้าอยู่ในแผ่นดินท่าน แลมิได้กลัวในพระราชอาชญา เอาข้าแลไพร่หลวงซึ่งท่านได้ ใช้ราชการนั้นไปไว้ ว่าเป็นข้าคนของตนก็ดี เทไพร่หลวงโจทไปเป็นข้ากรมอื่นก็ดี พิจารณา เป็นสัจ ท่านให้ลงโทษ ๔ สถาน)

また公民の確保に熱心な chao mu に対しては、報賞として、配下の公民の一部を、合法的に私民とすることを許す奨励措置がとられた。

「ひとつ、組頭 (chao mu) にして、官務のために心を砕き、熱心に探し求めては人を自己の krom に加える努力を惜しまぬ者ある時は、官の徭役に従う sakan 10名を得たときはその内1名を、20名を得たときは内2名を、khon sat (訳せば「人・正直」すなわち正直な行為の報賞として賜わった者の意) として、その組頭に下賜される。」⁴⁷⁾ (「旧勅令」48)

(อนึ่งถ้าแลเจ้าหมู่ผู้ใดมีน้ำใจจนขายเจ็บร้อนด้วยราชการ ชักนำพิจารณาเสาะแสวงสืบสาว ได้ไพร่หมู่ใด

45) K. T. S. D. Vo. 3, pp. 369-370.

46) K. T. S. D. Vol. 2, p. 406.

47) K. T. S. D. Vol. 3, p. 271

บวกขึ้นใช้ราชการเป็นสกรรสีบกคนนั้น จะให้พระราชทานเป็นสัจญ์นั้นคนหนึ่งถ้าได้ ญี่สิบจะพระราชทานเป็น
คนสัจสองคน)

こうした「公民」の「私民」化防止策は、国王の絶対権力が名目にとどまり、国王を中心とする中央集権的官僚制が未成熟の段階にあっては、実効性をもたず、語の真正の意味における「公民」が誕生したのは、結局チュラロンコーン王による官僚機構の整備が完成した19世紀末から今世紀の初頭にかけてのことであった。

IV お わ り に

以上「三印法典」を材料として、アユタヤ末期からラタナコーシン朝初期にかけての、タイの徭役制度の素描を試みて来た。

三印法典によるかぎり、krom satsadi による全国公民の一元的支配を、ひとつの理想型として、そこからの背反（公民の私民化）とその回避への努力が、アユタヤ末期からラタナコーシン朝初期にかけての王朝史を貫く一テーマを成すものと考えられる。それならば、krom satsadi は、その成立の当初においては、はたして中央集権的な全国の lek 支配を行ない得たのであろうか。それとも、全国民を公民としてその支配下におくことはあくまでも、歴代の王朝政府の悲願に留まり、krom satsadi が有効に機能したことは、かつてなかったのであろうか。研究の現段階にあってはいずれとも言い難い。三印法典その他のアユタヤ史料のより精密な検討により、なお一層の研究を必要とする問題であろう。

補 注

1. 本稿脱稿後、コーネル大学留学中の Akin Rabibhadana 氏より、1968年6月、同大学大学院に提出受理された同氏の修士論文 *The organization of Thai society, and the process of change in the early Bangkok period.* の恵贈を受けた。Akin 論文は、「三印法典」を縦横に駆使して、バンコク王朝初期のタイの社会構造とその変化を見事に分析した近來まれに見る力作である。近く Cornell Data Paper の1冊として出版されるとの由であるが、未開の境地を拓いた本論文の完成は、学界を裨益するところ大であろう。
2. この問題の解明のためには、少なくとも18世紀末までについては、タイ側史料に多くを期待することはできない。むしろ中国史料を利用しての、タイの対中国朝貢貿易の実証的研究が有効であろう。東洋文庫高崎美佐子氏の論文「18世紀における清タイ交渉史—シャム米貿易の考察を中心として」『お茶の水史学』10号(1967) pp. 18~32は、漢文史料にもとづき、18世紀における対中国朝貢貿易を、シャム米輸出の変遷を中心として分析した好論文であり、今後の研究にひとつの指針を与えるパイオニア・ワークとして高く評価したい。